

日本医療研究開発機構 (AMED) 中長期目標・計画(第 3 期)の変更について

1. 経緯

- 令和 7 年度補正予算において革新的研究開発推進基金を積み増し、重点感染症に対する感染症危機対応医薬品等（ワクチン・治療薬・診断薬等）の研究開発や難病・希少疾病に対する医薬品等の国際共同治験への支援を既存の基金事業へ追加することとしたことから、これらの業務を明確に位置付けるために、AMED 第 3 期中長期目標・計画を変更する必要性がある。

2. スケジュール(予定)

2026 年 1 月

- ・ 内閣府日本医療研究開発機構審議会(意見聴取・目標)

2026 年 2 月以降

- ・ 総務省独立行政法人評価制度委員会(評価部会)(意見聴取・目標)
- ・ 財務大臣協議(中長期目標)
- ・ 健康・医療戦略推進本部(意見聴取・目標)
- ・ 中長期目標の変更・指示
- ・ 財務大臣協議(中長期計画)
- ・ 中長期計画の変更認可

(参考) 国立研究開発法人日本医療研究開発機構法(平成二十六年法律第四十九号)

(基金の設置等)

第十七条の二 機構は、主務大臣が通則法第三十五条の四第一項に規定する中長期目標において
第十六条各号に掲げる業務のうち科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二
十七条の二第一項に規定する特定公募型研究開発業務として行うものに関する事項を定めた
場合には、同項に規定する基金(以下この条及び次条において「基金」という。)を設け、次項の
規定により交付を受けた補助金をもってこれに充てるものとする。

2~3 (略)

(中長期目標等に関する健康・医療戦略推進本部の関与)

第二十条 主務大臣は、通則法第三十五条の四第一項の規定により中長期目標を定め、又は変更
しようとするときは、あらかじめ、健康・医療戦略推進本部の意見を聴かなければならぬ。

2 主務大臣は、通則法第三十五条の七第一項の規定による検討を行うに当たっては、あらかじ
め、健康・医療戦略推進本部の意見を聴かなければならない。

(参考2)独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)

(中長期目標)

第三十五条の四 主務大臣は、五年以上七年以下の期間において国立研究開発法人が達成すべ
き業務運営に関する目標(以下「中長期目標」という。)を定め、これを当該国立研究開発法人に
指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 (略)

3 主務大臣は、中長期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、委員会の意
見を聴かなければならない。

4~6 (略)

(財務大臣との協議)

第六十七条 主務大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 (略)

二 第三十五条の四第一項の規定により中長期目標を定め、又は変更しようとするとき。

三~七 (略)

(参考3)独立行政法人の評価に関する指針（平成26年9月2日総務大臣決定）

III 国立研究開発法人の評価に関する事項

6 評価の方法等

(2)評価の視点等

① 研究開発に係る事務及び事業に関する評価

主務大臣は、中長期目標の策定時に、当該国立研究開発法人のミッション及び個別目標等に応じ、当該国立研究開発法人及び研究開発に関する審議会の意見等を踏まえて設定した評価軸を基本として評価を行う。

ただし、国立研究開発法人における研究開発に係る事務及び事業は、諸事情の変化に応じて迅速かつ柔軟に対応していく動的なシステムの中で捉えていく必要があることから、科学技術の急速な進展や、社会や経済の大きな情勢変化等の諸事情により、従来の評価軸より適切な評価軸を設定する必要がある場合には、評価の実効性を確保するため、評価軸についても適切かつ柔軟に見直す。

評価軸は、科学技術イノベーション政策等国の諸政策の推進の観点とも適切に整合性が図られたものとすることに留意する。

評価軸を基本として評価する際は、定性的な観点及び定量的な観点の双方を適切に勘案して評価することが重要である。

なお、主務大臣は、客観的・定量的な評価指標を設定することの研究開発の現場への影響等についても十分に考慮し、評価・評定の基準として取り扱う指標（評価指標）と、正確な事実を把握するために必要な指標（モニタリング指標）とを適切に分けて取り扱う。

（以下略）

② 研究開発以外の事務及び事業に関する評価

別途総務省行政管理局長が示す「目標策定の際に考慮すべき視点」等を参考にし、業務の質の向上、業務の効率化、財務内容の改善等の観点から、それぞれの業務の特性に応じた評価の視点を設定し、当該法人に対して業務運営の改善等を促すような評価を行う。

（以下略）